

第15条（個人情報の開示義務）関係

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにしたものである。

【解釈】

「開示しなければならない」とは、実施機関は、適法な開示請求があった場合は、非開示情報を除き、開示請求者に対し当該請求に係る個人情報を開示する義務を負うことをいう。

【運用】

非開示情報に該当するか否かの判断をするに当たっては、開示請求ごとに個人情報保護制度の意義および目的に照らし、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを比較衡量し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできるだけ明確に定め、当該非開示情報が含まれていない限り開示しなければならないこととしている。

第1号（本人の生命、健康、財産等を害するおそれのある情報）関係

(1) 開示請求者（第13条第2項または第3項の規定により代理人が開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第3号、次条第2項および第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれのある情報

【趣旨】

本号は、本人または代理人に開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれのある情報について、非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該本人をいう」とは、代理人による開示請求の対象となった当該個人情報に係る本人をいう。
- 2 「生命、健康、生活または財産を害するおそれのある情報」とは、カルテなど本人が自己の個人情報の開示を請求している場合であっても、不治の病気に関する情報であって、本人がそれを知ることにより精神的打撃を受け、健康が悪化するおそれがある場合等である。

本人に代わって、法定代理人が当該本人の個人情報の開示を請求している場合でも、例えば児童虐待に関する児童の相談内容等本人と法定代理人の利益が相反する場合には本号の適用がある。

なお、「おそれ」があるかどうかは、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

第2号（開示請求者以外の個人情報）関係

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

【趣旨】

本号は、開示請求に係る個人情報に本人以外の第三者に関する個人情報が含まれている場合に、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該第三者の権利利益が侵害されるおそれがあることから、第三者に関する情報を非開示情報とすることを定めている。

【解釈】

- 1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に含まれている開示請求者本人以外の第三者（個人）に関する情報をいう。

なお、代理人による開示請求の場合、当該開示請求に係る個人情報に含まれる代理人自身の個人情報は、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

具体的には次のような場合が考えられる。

 - (1) AとBが、ある事件の加害者と被害者である場合のように、一方を欠いては他方が存在できず、両者の個人情報が密接不可分の関係にある場合
 - (2) AとBが共同行為を行っているなど、双方に影響しあっており、両者の個人情報が一体化している場合
 - (3) Aが、県の相談所にBの行為等について相談した際の相談記録のうち、Bが個人情報の本人として開示請求をすることができる場合
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」とは、第2条第1号の定義において個人に関する情報から除かれていることと同じ趣旨であり、法人等に関する情報と同様の要件で開示・非開示を判断することになる。
- 3 「その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名および生年月日以外の記述または個人別に付された番号その他の符号、あるいは映像や音声により、特定の個人が誰であるかを識別することができる

ものをいう。

- 4 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報だけでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は非開示情報の対象となることをいう。「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手できる情報が含まれる。
- 5 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合があることから、特定の個人を識別できない情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。
- 6 ただし書イについて
 - (1) 開示請求者以外の個人情報であっても、法令等の規定や慣行により開示請求者が知ることができる、または知ることが予定されている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性が乏しいことから、例外としている。
 - (2) 「法令等の規定」とは、開示請求者が知ることができることを内容とした規定をいう。
 - (3) 「慣行として」とは、法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、または知ることが予定されていることを意味する。具体例として、開示請求者の家族の名前や年齢等の情報がこれに該当する。なお、過去に開示請求者が知ることができた情報であっても、時の経過により、開示請求の時点では知ることができない状態にあると認められる場合があることに留意する必要がある。
- 7 ただし書ロについて
 - (1) 非開示により保護される利益と開示することによる利益を比較衡量して、後者が前者に優越するときは開示することを定めている。なお、この比較衡量に当たっては、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。
 - (2) 「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合を含む。
- 8 ただし書ハについて
 - (1) 公務員等の職務遂行に係る情報は、当該公務員の個人情報であるが、職務に関する説明責任を果たすとの観点から、当該情報のうち公務員の職および氏名ならびに当該職務の内容に係る部分を非開示情報から除くものである。なお、情報公開条例第7条第1号においても同様の取扱いとされている。
 - (2) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員および職員等をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

(3) 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものである。なお、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の私事に関する個人情報であり、職務の遂行に係る情報には当たらない。

(4) 「当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」を除くこととしたのは、警察職員（警察法第34条第1項および第55条第1項に規定する職員をいう。）は、一般的に、その職務の特殊性から氏名を公にすることにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるためである。特にそのおそれが大きいものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員については、氏名を開示しないこととしたものである

「その他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれ」があるかどうかは、当該公務員等の職務内容等により具体的に判断することとなる。

(参考) 福井県個人情報保護条例施行規則（H18福井県公安委員会規則）

（氏名を非開示とする職）

第5条 条例第15条第2号ハの公安委員会規則で定める職は、階級が警部補以下である警察官をもって充てる職およびこれに相当する職員をもって充てる職とする。

第3号（法人等事業情報）関係

- (3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 法人等または個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として任意に提供した情報であって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、公にすることにより、自由な経済活動が認められている法人等または事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報が含まれる個人情報とは原則として開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法人等」とは、第2条第3号における解釈と同義である。「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など当該法人等と関連性を有する情報も含まれる。
- 2 「事業を営む個人」とは、第2条第3号における解釈と同義である。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業主の家族構成等）は、本号に該当せず、第2号で判断されることとなる。
- 4 「イ」について
 - (1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいい、財産的利益に限らず、非財産的利益についても保護の対象となる。
 - ① 生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、開示することにより、法人等または事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
 - ② 人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等または事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
 - ③ その他開示することにより、法人等または事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。）が損なわれるおそれがある情報
- 5 「ロ」について
 - (1) 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関がその事務や事業を遂行するために法人等または事業を営む個人に依頼し、提供された場合をいう。なお、要請がないにもかかわらず法人等または事業を営む個人が自発的に提供した情報は、この規定には該当しない。
 - (2) 「開示しない」とは、開示請求に対して開示しないだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

- (3) 「条件」は、実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合や法人等から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合をいうが、いずれの場合も双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものも含まれる。
 - (4) 「任意に提供した情報」とは、法令等の規定に基づかないで提供された情報をいう。
 - (5) 「通例として開示しないこととされているもの」とは、当該法人等または個人が属する業界における通常の見取りとして、非開示とされているかどうかで判断されるべきものである。
 - (6) 「当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断すると同時に、その後の事情の変化も勘案して判断されたものをいう。その結果、非開示条件の合理性が審査され、不合理な非開示条件は保護されない。
- 6 本文ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とは、第2号口と同様に、当該情報を非開示にすることによって保護される法人等または事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないことをいう。

第4号（法令秘情報）関係

(4) 法令等の定めるところによりまたは実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定により本人に対しても情報を開示することができないとされている場合は、この条例においても開示することはできないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により開示することができない情報についても非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法令等の定めるところにより開示することができないと認められる情報」とは、法令等の明文の規定により開示することが禁止されている情報をはじめ、他の目的による使用が禁止されている情報、個別法による具体的な守秘義務が課せられている情報、手続の非公開が定められている情報等法令等の趣旨および目的からみて開示することができないと認められる情報をいう。
- 2 「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務における各大臣からの指示（地方自治法第245条の7）等法的拘束力のあるものをいう。

第5号（審議、検討等情報）関係

- (5) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され、または情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、または特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、このような情報が含まれる個人情報について、開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「県」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会およびこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含み、実施機関であるか否かを問わない。
- 2 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人のそれぞれの内部のほか、県と国、県と独立行政法人等、県と他の地方公共団体、県と地方独立行政法人、国と他の地方公共団体、国と独立行政法人等、国と地方独立行政法人、他の地方公共団体と他の地方公共団体、他の地方公共団体と独立行政法人等、他の地方公共団体と地方独立行政法人、独立行政法人等と地方独立行政法人の相互間をいう。
- 3 「審議、検討または協議に関する情報」とは、審議、検討または協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、打合せ、照会、回答等により取得した情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれ」とは、次のような場合が該当すると考えられる。
 - (1) 各種会議、情報交換の記録等で、開示することにより、外部からの圧力や干渉を受け、行政内部の自由な意見交換または情報交換が妨げられるおそれがある場合
 - (2) 検討中の案、内容の正確性を確認していない資料等最終的な意思決定までの過程にある未成熟な情報であって、開示することにより、開示を受けた者に誤解を与えるおそれがある場合
 - (3) 調査、試験研究等の結果または計画、検討案等で、開示することにより、開示請求者本人等の特定の者に不当な利益または不利益を与えるおそれがある場合
 - (4) 審議、検討、調査、研究等のために取得、収集した資料等で、開示することにより、今後行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれ

がある場合

- (5) その他開示することにより、当該事務または同種の事務に係る意思形成等に支障が生じると認められる個人情報

第6号（事務執行情報）関係

- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ヘ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、開示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれる個人情報開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業」には、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行うすべての事務または事業が含まれる。
- 2 「事務または事業の性質上」とは、事務または事業の目的および当該目的の達成のための方法等に照らして、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを客観的に判断する必要があることをいう。
- 3 「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうかは、開示することによる利益と県または国等が行う事務または事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断されるものである。
したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず法的保護に価する程度の蓋然性がなければならないものである。
- 4 イからヘは、限定列挙ではなく、開示することにより事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものである。したがって、イからヘに掲げられた事務以外の事務または事業に関する情報も本号の対象となり、また、イからヘに掲げられた事務についても、それぞれに掲げられた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。
イ 「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務」とは、県または国等がその権限に基づいて行う立入検査、指導監査、各種取締り、税務調査や採用試験、資格試験等に関する事務をいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、事前に開示すれば適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為または著しく妥当性を欠く行為を助長したり、隠蔽をするおそれがある情報等をいう。

- ロ 「個人の評価、指導、相談、選考、診断等」には、列挙したものの以外に、判定、推薦等これらに類するものを含む。また、実施機関が行う評価等のほか、実施機関以外のものが行うものも含まれる。

「評価」とは、成績、勤務状況、適性等の優劣等を公正かつ的確に判定することをいい、「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上または健康状態等の改善を目的として行う教育や指示をいう。「相談」とは、生活、健康等に関する意見を求められ、専門的見地等から意見を述べることをいい、「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者を選定することなどをいう。「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院等において専門的見地から行った判断をいう。

個人の評価等に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるかどうかは、開示することの利益と個人の評価等に関する事務の適正な遂行を確保することによる利益とを比較衡量した上で判断されるものであり、具体的には次に掲げるような場合が該当すると考えられる。

- (1) 開示することにより、今後継続して行う本人に対する個人の評価等を伴う事務を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある場合
- (2) 本人に対する個人の評価等を伴う事務が終了しているなどの理由から、本人に開示しても支障はないものの、今後反復し、または継続して行う本人以外の者に対する個人の評価等を伴う事務を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある場合
- (3) 開示により、今後の個人の評価等が抽象化または形骸化し、個人の評価等を伴う事務を行っても、予想どおりの成果が得られず、当該事務の目的および意義が失われるおそれがある場合

ハ 「契約、交渉または争訟に係る事務」とは、県や国等またはその長等が当事者となる事務をいう。

ニ 「調査研究」とは、主として大学、試験研究機関等の調査・研究等をいい、これらの事務に関しては、事務が完了した場合には、公表されることが予定されていることが多く、適切でない時期に開示すると、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

ホ 「人事管理」は、組織の維持の観点から行われるものであり、勤務評価や人事異動の構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

ヘ 地方公営企業法等の適用を受ける事業として、電気事業や病院事業などが該当する。企業等の経営という事業の性質上、第3号の法人等情報と同様の考え方で、正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがある情報を非開示とし

ている。

【運用】

実施機関が保有している事務または事業に関する情報は、すべて、その事務または事業を遂行していく上で作成され、または取得されたものであり、本号の対象となる情報の範囲は非常に広いものであるため、本号を適用して個人情報を非開示とするに当たっては、慎重に判断するものとする。

第7号（公共の安全等情報）関係

(7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序を維持する活動の有効かつ効率的な執行を確保するため、開示することにより、これらに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」とは、第6条第3項第2号と同義である。
- 2 「支障を及ぼすおそれがある」とは、開示することにより、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序を維持する活動が阻害され、もしくは効率的に行われなくなり、またはその可能性があることをいう。
- 3 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、本号で規定する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、こうした規定振りとしているものである。

第16条（個人情報の一部開示）関係

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第1項関係

【趣旨】

本項は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容について定めたものである。

【解釈】

- 1 「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを区分することが容易で、しかも、非開示情報に該当する部分を物理的に除くことが技術的にも容易な場合をいう。
- 2 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、非開示部分を除いて義務的に開示しなければならないことを定めているものである。なお、部分開示の実施に当り、具体的な記述をどのように削除するかは実施機関に委ねられている。

第2項関係

【趣旨】

本項は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の個人識別情報が含まれている場合には、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことにより、残りの部分を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項では、非開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、ひとかたまりの非開示情報のうち一部を削除することにより非開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。このため、個人識別情報については、全体として非開示となるが、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても個人の権利利益を害するおそれが生じないときは、特例として部分開示しなければならないとした規定を設けたものである。
- 2 「開示請求者」とは、第15条第1号の開示請求者をいう。

【運用】

- 1 非開示情報に該当する部分を除いた部分が、それ自体としては無意味な文字や数字のみとなる場合等いわゆる「有意の情報」に該当するかどうかについては、実施機関の見解と開示請求者の見解が異なる場合もあることから、「有意の情報」ではないと明確に判断できる場合以外は、一部開示を行うか、必要に応じて請求の趣旨

を開示請求者に確認することが望ましい。

- 2 紙に記録されている公文書が一部開示の対象となる場合は、対象となる公文書を複写機で複写し、開示しない部分を黒マジック等で塗りつぶした上、それを再度複写機で複写するなど、非開示情報が判別されないようにして開示するものとする。
- 3 個人情報の記録されたデータベースなど、電磁的記録による公文書が一部開示の対象となる場合は、当該電磁的記録を紙に出力し、または出力したものを複写した上、紙に記録された公文書を一部開示する場合と同様の方法により開示を実施するものとし、電磁的記録を機器により表示したものの閲覧等による開示または電磁的記録媒体に複写した物の交付による開示は行わないものとする。

第17条（裁量的開示）関係

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、実施機関の高度の行政的判断により開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合を定めたものである。

【解釈】

- 1 「非開示情報」とは、第15条各号に規定する非開示情報をいう。ただし、同条第4号の法令等により開示することができない情報については、実施機関の裁量の余地がないものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、開示することにより、非開示とすることによって保護される利益を上回る個人の権利利益の保護の必要性があると認められる特段の事情がある場合をいう。
- 3 本条の規定により第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第22条第2項の手続きが必要となる。

第18条（個人情報の存否に関する情報）関係

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができる場合について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、特定の個人の病歴に関する情報等、開示請求に係る個人情報の存否自体を明らかにすることにより、本来非開示情報の規定により保護すべき利益が侵害されるおそれがある場合をいう。
- 2 本条の適用が必要な類型の開示請求については、実際に当該請求に係る個人情報が存在するかどうかにかかわらず、常に存否応答拒否をしなければならない。個人情報が存在しない場合に不存在と答え、個人情報が存在する場合にのみ存否応答拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存否を類推させることになるためである。

【運用】

- 1 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、適用に当たっては、その妥当性を慎重に検討する必要がある。
- 2 本条を適用する場合は、第19条第2項に係る決定を行うものとし、決定に係る通知において、本条を適用する旨を明示するとともに、個人情報が仮に存在するとした場合に、どの非開示情報に該当するかを記載するものとする。